

## 家内労働者のみなさんへ

# 家内労働法はあなたを守る法律です

家内労働法は、製造、加工業者や販売業者などから委託をうけて、自宅で物品の製造加工などに従事している家内労働者のみなさんの工賃、就業時間、安全衛生等の労働条件の改善を図るために定められた法律です。

このリーフレットを参考にして、家内労働法で定められた事項が守られているかどうか点検し、みずから労働条件の向上に努めましょう。

労 働 省  
都道府県労働基準局 労働基準監督署

## 1. 家内労働手帳の交付を受けてきちんと記入してもらいましょう

家内労働の仕事をするに当たって、委託者から家内労働手帳を交付してもらい、その手帳に、仕事をするつどその仕事の内容、納入する物品の数量、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日を記入してもらわなければならず、また、物品を納入したら納入した物品の数量を、工賃の支払いを受けたらその支払工賃総額を記入してもらうようにしなければなりません。

工賃の支払いが遅れたり、工賃の不払いが起きた場合、不払額等がはっきりしないと問題の解決が難しくなります。

このような紛争をさけ、みなさん自身の権利を守るためにも委託者から必ず家内労働手帳をもらって、必要なつどそれに記入してもらうとともに、みなさん自身も家内労働手帳に記入された事項をよく確かめ、大切に保てましょう。



## 2. 工賃の支払いは現金で全額を1か月以内に受けましょう

工賃は、出来上った製品を委託者に納めてから1か月以内に支払われるこ  
とになっています。ただし、毎月25日とか月末とか、一定の日を工賃締切日  
としている場合にはその日から1か月以内です。

また、工賃の支払いは、全額現金で行われなければならないことになっ  
ています。ただし、みなさんの同意があれば、郵便為替、銀行等の預金口座へ  
の振込み、郵便振替口座への払込み又は振替によることもできます。

なお、工賃の改善を図るため、横編ニット、織物、縫製、電気部品等の業  
種は、仕事別に委託者が支払うべき工賃の最低額（最低工賃）が定められ  
ている場合があります。この場合には、**委託者は最低工賃額以上の工賃を支払  
なければならぬことになっています。**



### ワープロ作業を行っているみなさんへ

自宅等でワープロ作業を行う方について、一定の要件に該当する場合  
には家内労働法が適用になります。くわしい内容につきましては、お近  
くの労働基準局、労働基準監督署へお尋ね下さい。

# 家 内 労 働 手 帳

(第1面)

家 内 労 働 者	氏 名				委託者	氏 名			
	性 別		生年月日			名 称			
	住 所					營業所			
補 助 者	氏 名		性 別	生 年 月 日	代理人	氏 名			
							住 所		
工 貨 の 支 払 方 法	工 貨 の 支 払 場 所				その他 の委託 条 件	物 品 の 受 渡 し 場 所			
	工 貨 締 切 日					不 良 品 の 取 扱 い に 関 す る 定 め			
	通 貨 以 外 の も の で 工 貨 を 支 払 う 場 合 の 方 法					( 檢査 日 に 関 する 定 め )	( )		
備 考									

## 注 意

1. 第1面は、委託をするにあたって記入すること。
2. 第1面の「工賃締切日」及び「通貨以外のもので工賃を支払う場合の方法」欄には、該当する場合に記入すること。
3. 第1面の「不良品の取扱いに関する定め」欄には、当該定めをする場合に記入すること。この場合において、製造又は加工等に係る物品について検査をするときは、検査日に関する定めを( )内に記入すること。

## (第2面以下)

委 託							受 領		工 貨 支 払		備 考
委 託 年 月 日	委 託 業 務 の 内 容	納 入 さ せ る 物 品 の 数 量	工 貨 の 單 価	納 品 の 時 期	工 貨 の 支 付 日	受 領 年 月 日	受 領 し た 物 品 の 數 量	受 領 者 の 印	支 払 年 月 日	支 払 工 貨 總 額	

## 注 意

1. 第2面以下は、委託をするつど「委託」欄に、製造若しくは加工等に係る物品を受領するつど「受領」欄に、又は工賃を支払うつど「工賃支払」欄に記入すること。
2. 第2面以下の「備考」欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合において、そのつど、その品名、数量及び引渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

### 3. 仕事による災害を防止しましょう

仕事による災害をなくすためには、家内労働者のみなさんが、みずから、積極的に災害防止に取り組むことが大切です。次のようなことを必ず守るようにしましょう。

- ① 接着剤の中には、体に害のある有機溶剤を含んでいるものがあります。このような危険有害な原材料等を使用する場合には、換気をよくして中毒にかかるないよう、また、ストーブなどの火に近づけて火事になったりしないよう安全な方法で作業しましょう。
- ② プレス機械、織機などけがをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど安全な方法で作業しましょう。
- 強烈な騒音の発生する仕事では耳せんを使用するなど、危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具を使用しましょう。
- ④ 委託者から危険防止のための「作業心得」などの書面をもらったら、見やすい場所に張って、その注意事項は必ず守るようにしましょう。

※安全装置等取付けの費用については融資制度を御利用下さい。

#### いわゆる「インチキ内職」に気をつけましょう

内職講習会と称して多額の受講料を取り、実際に委託した仕事については種々の条件をつけて買いたいたいたり、相当の高収入が得られると宣伝して高額の機械を市価よりも高い価格で売りつけ、工賃の取決めはあいまいでありますするなどいわゆる「インチキ内職」の被害にあう例があります。

誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるというような「うまい話」は、普通はありません。家内労働を始めるときは、工賃等委託条件をきちんと確認し、いわゆる「インチキ内職」の被害にあわないよう十分注意しましょう。

#### 4. 働く環境を整え、健康で明るい家内労働に

適切な環境で働き、働いた後は十分に休養を取ることが大切です。健康状態がおもわしくないと、思わぬけがをしたり、満足のゆかない仕事の仕上りになります。仕事をするときは、一般的に次のようなことに気をつけましょう。

- ① 仕事に見合った適當な明るさで、手暗がりにならないよう採光や照明を工夫しましょう。
- ② 正しい視力に矯正し、仕事中は気分転換のためにも時々遠くを見るように努めましょう。
- ③ 換気や室温に気をつけましょう。
- ④ 働く時は、体が楽に動かせる衣服を着ましょう。
- ⑤ 適切な仕事の姿勢をとれるよう椅子の高さなどを整えましょう。
- ⑥ 長時間連続して働くことがないように、仕事の合間には休憩時間を取り、体操などを行って、疲れをほぐしましょう。
- ⑦ 睡眠は十分に取りましょう。
- ⑧ 健康管理に気をつけ、地域で行われる健康診断の機会などがあれば積極的に利用しましょう。また、持病のある人は、かかりつけの医師の指導を守り健康に留意しましょう。

家内労働についての御相談は、下記へ

労働基準局（賃金課） 電話

労働基準監督署 電話